

国 地 契 第 4 4 号
国 管 技 第 1 9 0 号
平成19年10月22日

最終改正 平成20年9月22日 国 地 契 第 2 6 号
国 管 技 第 1 1 1 号

各地方整備局総務部長
企画部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

施工プロセスを通じた検査の試行について

昨今、極端な低価格による入札が急増しており、工事の品質低下が懸念されているところである。

こうした状況を踏まえ、工事の品質確保への取組強化を図るため、今般、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）において、従来の完成時点や中間時点だけでなく、施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、これを検査に反映させる「施工プロセスを通じた検査」を試行することとしたので、下記のとおり実施されたい。

記

第1 目的

施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を検査に反映させることによって、検査の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保の取組を強化することを目的とする。

第2 試行対象工事

施工プロセスを通じた検査は、1件につき予定価格が3億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事及びプレストレスト・コンクリート工事のうち、次に掲げる工事において試行する。

- ① 低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約するすべての工事
- ② ①のほか、地方整備局長が必要と認める工事

第3 施工プロセスを通じた検査

施工プロセスを通じた検査においては、第5に定めるところにより検査の補助業務として行う施工プロセス確認業務、その結果を参照して第6に定めるところにより行う既済部分検査及び完成検査並びに「地方整備局工事技術検査要領について」（平成18年3月31日付け国官技第282号）の別添「地方整備局工事技術検査要領」による技術検査を行う。

第4 検査を実施する者

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）第15条の規定により任命されるものであるが、同条第2項の検査適任者を検査職員に任命する場合にあっては、当該工事に係る事務を所掌する事務所の工事品質管理官等を充てるものとする。

ただし、検査の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して検査を行わせることとして差し支えない。

2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う既済部分検査及び完成検査については総括検査職員（他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員をいう。）が、既済部分検査（技術検査と併せて行う場合を除く。）については主任検査職員（当該他の検査職員をいう。）が行うものとする。

3. 第5に規定する施工プロセス確認業務は、原則として、当該業務を発注する地方整備局長等（地方整備局長又は当該工事に係る事務を所掌する事務所長をいう。以下同じ。）が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事に配置することができる者に委託して行わせるものとする。また、施工プロセス確認業務を委託した場合も、検査の結果には検査職員が責任を負うものであることから、当該工事の検査

職員が当該委託業務の調査職員を兼任し、又は当該工事の検査職員と当該業務の調査職員との連絡体制を確保するなど、当該工事の検査職員から受託者を通じて現場で施工プロセス確認業務に従事する者に対し適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。

ただし、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等を任命して施工プロセス確認業務を行わせることとしても差し支えない。この場合にあっても、当該工事の検査職員から事務所の係長等に対して適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。

第5 施工プロセス確認業務の実施

1. 第4第3項の規定により施工プロセス確認業務を受託した者は、地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事の現場に配置するものとし、当該技術者又は第4第3項ただし書の規定により任命された係長等（以下「品質検査員」という。）は、別に定めるところにより、工事実施状況、出来形及び品質について日々の確認を行うものとする。

なお、施工プロセス確認業務は、検査職員が行う検査を補助する業務であることから、品質検査員に監督業務及び監督職員を補助する業務を行わせてはならない。

2. 品質検査員は、当該工事に係る設計図書への適合状況を含む工事実施状況等について行った日々の確認の状況を別に定めるところによりチェックシートに取りまとめるものとし、一定期間ごとに、品質検査員が国の職員以外の者である場合にあっては品質検査員は委託者である地方整備局長等を通じて当該工事の検査職員に、品質検査員が国の職員である場合にあっては品質検査員は当該工事の検査職員に、これを報告するものとする。

3. 品質検査員が設計図書と相違する施工状況等を確認したときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、品質検査員が国の職員以外の者である場合にあっては品質検査員は委託者である地方整備局長等を通じて当該工事の検査職員に、品質検査員が国の職員である場合にあっては品質検査員は当該工事の検査職員に、その旨を報告するものとする。

4. 前2項の報告を受けた当該工事の検査職員は、第4第3項の規定により構築された連絡体制に従い、品質検査員が日々行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うことができるものとする。

第6 検査の実施

1. 検査職員は、第5第2項の規定により品質検査員が日々の確認の状況をとりまとめたチェックリスト及び第5第3項の規定による報告を踏まえて検査を行うものとする。
2. 「既済部分検査技術基準について」(平成18年4月3日付け国官技第1-3号)別紙「既済部分検査技術基準」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と設計図書との対比を行わなくても、品質検査員がとりまとめたチェックリストの記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととして差し支えない。

第7 出来高部分払方式の実施

1. 試行対象工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」(平成18年4月3日付け国地契第1-2号、国官技第1-2号)の別添「出来高部分払方式実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。ただし、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊「工事請負契約書」第34条の前払金の支払については、実施要領5に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。
2. 試行対象工事については、受注者の求めに応じ、工期を通じて2箇月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1会計年度に6回とする。この場合において、実施要領4. 2). ②及び③中「工期／90(端数切捨てとする。)」とあるのは「工期／60(端数切捨てとする。)」と、③中「4になる場合」とあるのは「6になる場合」と読み替えるものとする。

第8 その他

本通知に定めがない事項については、会計法令等によるほか、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」及び「地方整備局工事技術検査要領について」(平成18年3月31日付け国官技第282号)の別添「地方整備局工事技術検査要領」等によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成19年11月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 削除